

大阪城天守閣条例の一部を改正する条例案

大阪城天守閣条例（昭和24年大阪市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定申請の公告）

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 天守閣の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第17条を第18条とする。

第16条第1号中「第3条各号」を「第3条第1号及び第3号から第9号まで」に、「事業」を「事業（市長が定めるものを除く。）」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「市長は、」を「市長は、前条の規定により選定した」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第12条第2項」を「第13条」に、「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定してはならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最大限に」に改め、同条を第15条とする。

第13条第3号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、天守閣の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪城天守閣条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第12条から第15条まで及び第16条前段の規定の例により行うことができる。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪城天守閣の指定管理予定者の選定方法及び指定管理者が行う業務の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪城天守閣条例（抄）

（特別研究の許可）

第7条 天守閣資料について、特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

ばならない。

（指定の申請）

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、天守閣の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、市規則で定めるところにより、天守閣の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（指定申請の公告）

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 天守閣の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、天守閣の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。
第14条

(1)－(2) 省 略

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 省 略

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 省 略

(指定管理予定者の選定)

第14条 市長は、第12条第2項の規定による申請の内容が 次に掲げる基準に適合すると認め
第15条 第13条 指定申請の内容を 照らして総合的

るときでなければ、当該申請をした法人等を 指定管理者の指定を
に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、

受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。
するものとする。

(1) 省 略

(2) 第2条の目的に照らし天守閣の効用を十分に 発揮するとともに、天守閣の管理経費の縮
最大限に

減が図られるものであること

(3)-(4) 省 略

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、そ
第16条

の旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、
又は天守閣の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
第17条

(1) 第3条各号 に掲げる天守閣の事業（市長が定めるものを除
第1号及び第3号から第9号まで

く。）の実施に関すること

(2)-(3) 省 略

(施行の細目)

第17条 省 略
第18条